

行政改革の今後の進め方について

○ 今後の進め方(案)

- ・ 第五次総合計画をより効果的に推進するため、推進期間を同計画の後期基本計画に合わせ、平成 29 年度から 33 年度までとし、その策定作業を 28 年度に行う。
- ・ 次期大綱の策定までは、単年度ごとの実施計画を作成するなど、継続性のある行政改革の推進に努める。

【総合計画と行政改革の関係】

	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
①総合計画	第四次総合計画												
		(策定)		第五次総合計画(前期基本計画)				(策定)	第五次総合計画(後期基本計画)				
②行政改革	(策定)	第五次行政改革大綱											
							(調査等)	(策定)	次期行政改革大綱				
									・次期大綱の進捗管理				
							※第五次大綱に沿った、単年度実施計画の作成・実施		※同左				